

えひめ文化財防災マニュアル 2018

■ 目次

I 章	はじめに	1
第1	目的	1
第2	文化財の種類と保護の対象	1
第3	災害等と防災対策のタイミング	1
(1)	災害等とは	1
(2)	防災対策の内容とそのタイミング	1
第4	本書の適用とその運用	2
第5	関係者の役割分担とその周知	2
II 章	平常時の災害予防対策	6
第1	所有者等による動産的文化財の予防対策	6
(1)	風水害への対策	6
(2)	地震・津波災害への対策	6
(3)	火災・盗難等被害への対策	6
第2	所有者等による不動産的な文化財の予防対策	7
(1)	風水害への対策	7
(2)	地震・津波災害への対策	8
(3)	火災・盗難等被害への対策	8
第3	施設管理者による文化財保管施設の予防対策	9
第4	県・市町教育委員会による予防対策	10
III 章	災害発生時の応急対策	11
第1	風水害時	11
(1)	所有者等による対策	11
(2)	県・市町教育委員会による対策	11
(3)	関係機関による対策	12
第2	地震・津波災害時	12
(1)	所有者等による対策	12
(2)	県・市町教育委員会による対策	13
(3)	関係機関による対策	13
第3	火災・盗難等被害時	13

(1) 所有者等による対策	-----	13
ア 火災時	-----	13
イ 盗難等被害時	-----	14
(2) 県・市町教育委員会による対策	-----	14
ア 火災時	-----	14
イ 盗難等被害時	-----	15
IV章 被災後の復旧対策	-----	15
第1 所有者等による対策	-----	15
(1) 被災等した文化財の届出等	-----	15
(2) 被災文化財の修理等事業計画とその実施	-----	15
(3) 修理等事業に伴う法令上の手続き	-----	16
第2 県・市町教育委員会による対策	-----	16
 (参考資料)		
1 文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引き	-----	17
第1章 文化財を災害から守る基本的な考え方	-----	18
第2章 収蔵・保管に当たっての災害対策	-----	19
第3章 公開・展示に当たっての災害対策	-----	21
第4章 災害発生時における緊急の保存措置等に関する対策	----	23

I 章 はじめに

第1 目的

本書は、愛媛県内に所在する文化財を、災害等から守るため、平常時から予防対策を進めるとともに、万一、文化財が被災等した場合に、被害を最小限に止めるため、迅速かつ適切な応急対策が執れるよう、文化財の所有者又は管理者(以下、「所有者等」と言う。)をはじめ、国(以下、「文化庁」と言う。)、地方公共団体や関係機関が連携・協力して、オール愛媛による体制で防災対策に取り組むことで、かけがえのない国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ確実に継承するための手引きである。

第2 文化財の種類と保護の対象

文化財とは、『文化財保護法』に規定されている、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の外、埋蔵文化財(遺構・出土品)や保存技術に関する物、重要美術品等とする。

なお、保護の対象は、文部科学大臣または地方公共団体による指定・選定・登録(以下、「指定等」と言う。)、未指定等を問わず、すべての文化財とする。

第3 災害等と防災対策のタイミング

(1) 災害等とは

災害とは、『災害対策基本法』に規定される「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」である。これらの災害は、概ね風水害、地震災害・津波災害に集約でき、その他、小規模な火災と盗難等の犯罪など加えて、本書では「災害等」と総称する。

なお、本県の災害等による文化財被害(表1を参照)は、未曾有の大災害となった平成30年7月豪雨など風水害によるものが多いが、平成13年3月24日に発生した芸予地震(マグニチュード6.7)では、建造物や史跡などの被害や、平成25年8月10日の火災による重要文化財「一遍上人立像」の焼失なども苦い教訓である。

(2) 防災対策の内容とそのタイミング

防災とは、『災害対策基本法』に規定されている「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図る」ことであり、その対策を講ずるタイミングは、平常時の予防対策、災害等発生時の応急対策及び被災後の復旧対策の3段階に大別される。

第4 本書の適用とその運用

本書は、愛媛県教育委員会(以下、「県教育委員会」と言う。)と県内市町教育委員会(以下、「市町教育委員会」と言う。)において適用し、各々が所属する地方公共団体の長が定めている「地域防災計画」のほか、中国・四国地方の文化・文化財主管課長が申合せている「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」その他関連計画等との調整を図りながら運用することとする。

なお本書は、必要に応じてその内容を見直し、県教育委員会と市町教育委員会が協議して改正することとする。

第5 関係者の役割分担とその周知

防災対策は、一義的には所有者等の責務であるが、所有者等による自助にも限界があることから、関係機関による共助や文化庁・地方公共団体による公助との相互連携の強化を図る必要がある。このため県教育委員会と市町教育委員会が協力して、所有者等はじめ文化庁や文化財の関係機関(愛媛資料ネットや愛媛県建築士会など)など関係者に対して、防災対策の諸段階において各々の立場で果たすべき役割(表2)について周知の徹底を図り、情報共有するものとする。

表1 本県の災害等による文化財被害(平成27年度～平成30年度)

指定区分	名称	市町村	発生年月	原因	被害概要
国・史跡	松山城跡	松山市	平成27年7月	豪雨	土砂崩落
国・重要文化財	萬翠荘	松山市	平成27年8月	台風15号	屋根装飾物の落下
国・天然記念物	三崎のアコウ	伊方町	平成27年8月	台風15号	枝の落下
国・史跡	宇和島城	宇和島市	平成28年6月	豪雨	土砂崩落
国・重要文化財	渡部家住宅	松山市	平成28年6月	豪雨	壁剥落
県・天然記念物	オガタマノキ	伊予市	平成28年6月	豪雨	倒木
国・重要文化財	宇和島城天守	宇和島市	平成28年9月	台風16号	壁剥落
国・重要文化財	伊佐爾波神社	松山市	平成28年9月	台風16号	屋根瓦の一部落下
国・重要文化財	渡部家住宅	松山市	平成29年9月	台風18号	壁剥落
国・重要文化財	宇和島城天守	宇和島市	平成29年9月	台風18号	壁剥落
国・史跡	伊予遍路道(横峰寺道)	西条市	平成29年9月	台風18号	土砂崩落
国・重要文化財	大洲城三の丸南隅櫓	大洲市	平成29年9月	台風18号	壁剥落
国・重要文化財	臥龍山荘	大洲市	平成29年9月	台風18号	壁剥落
国・登録有形文化財	旧加藤家住宅主屋	大洲市	平成29年9月	台風18号	壁崩落
国・天然記念物	砥部衝上断層	砥部町	平成29年9月	台風18号	石積崩落
県・名勝	西山	西条市	平成29年9月	台風18号	土砂崩落
国・重要文化財	渡部家住宅	松山市	平成29年10月	台風21号	壁崩落
国・史跡	松山城跡	松山市	平成29年10月	台風21号	壁崩落
国・重要文化財	宇和島城天守	宇和島市	平成29年10月	台風21号	壁崩落
国・重要文化財	臥龍山荘	大洲市	平成29年10月	台風21号	壁崩落
国・登録有形文化財	旧加藤家住宅主屋	大洲市	平成29年10月	台風21号	壁崩落
国・重要伝統的建造物群	内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区	内子町	平成29年10月	台風21号	壁剥落
国・史跡	湯築城跡	松山市	平成29年10月	台風21号	倒木
県・天然記念物	賀茂の大クスノキ	今治市	平成29年10月	台風21号	倒壊
国・史跡	松山城跡	松山市	平成30年7月	豪雨	登山道土砂崩外
国・史跡	能島城跡	今治市	平成30年7月	豪雨	斜面崩落
国・史跡	妙見山古墳	今治市	平成30年7月	豪雨	斜面崩落
国・名勝	波止浜	今治市	平成30年7月	豪雨	道路法面崩落外
国・史跡	宇和島城	宇和島市	平成30年7月	豪雨	斜面崩落

指定区分	名 称	市町村	発生年月	原因	被害概要
国・重要文化的景観	遊子水荷浦の段畑	宇和島市	平成30年7月	豪雨	石垣崩落
国・史跡	永納山城跡	西条市	平成30年7月	豪雨	道路法面崩落
国・重要文化財	大洲城	大洲市	平成30年7月	豪雨	鬼瓦一部欠損
国・重要文化財	如法寺仏殿	大洲市	平成30年7月	豪雨	背斜面崩落
国・重要文化財	臥龍山荘	大洲市	平成30年7月	豪雨	雨漏り
国・史跡	八幡浜街道笠置峠越	西予市	平成30年7月	豪雨	遍路道洗掘
国・名勝	面河溪	久万高原町	平成30年7月	豪雨	道路崩落
国・重要伝統的建造物群	内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区	内子町	平成30年7月	豪雨	漆喰剥落
国・史跡	等妙寺旧境内	鬼北町	平成30年7月	豪雨	斜面崩落
県・史跡	難波奥谷古墳	松山市	平成30年7月	豪雨	墳丘一部流出
県・史跡	松平定行の霊廟	松山市	平成30年7月	豪雨	土砂流入
県・史跡	松平定政の霊廟	松山市	平成30年7月	豪雨	土砂流入
県・史跡	荏原城跡	松山市	平成30年7月	豪雨	土塁崩落
県・名勝	御串山	今治市	平成30年7月	豪雨	斜面崩落
県・天然記念物	名駒のコミカン	今治市	平成30年7月	豪雨	樹園地一部流出
県・史跡	伊予岡古墳	伊予市	平成30年7月	豪雨	斜面崩落
県・史跡、名勝	三滝城跡	西予市	平成30年7月	豪雨	土砂崩れ外
県・史跡	岩屋遺跡	鬼北町	平成30年7月	豪雨	遺構埋没
国・登録有形文化財	旭醤油醸造場	宇和島市	平成30年7月	豪雨	浸水被害
国・登録有形文化財	上甲家住宅	宇和島市	平成30年7月	豪雨	浸水被害
国・登録有形文化財	梅美人酒造精米所	八幡浜市	平成30年7月	豪雨	軒裏天井一部損壊
国・登録有形文化財	明石寺客殿	西予市	平成30年7月	豪雨	天井一部落下
国・登録有形文化財	井谷家住宅(石垣及び土塀)	鬼北町	平成30年7月	豪雨	土塀一部倒壊
国・重要文化財	渡部家住宅	松山市	平成30年10月	台風24号	壁剥落
国・史跡	能島城跡	今治市	平成30年10月	台風24号	斜面崩落
国・史跡	永納山城跡	今治市	平成30年10月	台風24号	散策路法面崩落外
国・史跡	伊予遍路道(横峰寺道)	西条市	平成30年10月	台風24号	路面洗掘外
県・名勝	西山	西条市	平成30年10月	台風24号	参道法面土砂崩落
県・有形文化財 (建造物)	大洲城下台所	大洲市	平成30年10月	台風24号	軒丸瓦破損

表2 防災対策の段階に応じた関係者の役割分担

	平常時の予防対策	災害発生時の応急対策	被災後の復旧対策
所有者等	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財の種類に応じた予防対策 ○市町教育委員会との連携 ○消防局や警察署との連携 ○県文化財保護指導員との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○所有文化財の避難 ○文化財の被災状況を市町教育委員会へ報告 ○被災文化財の応急措置 ○文化財の被災状況に応じた法令に基づく届出等 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災文化財の修理・復旧等を計画し実施 ○被災文化財の修理等に係る法令に基づく届出等
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○所有者等と市町教育委員会の理解・協力を得て、文化財情報の収集・記録 ○県・市町教育委員会への文化財情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○所有者等と市町教育委員会の理解・協力を得て、文化財被害の確認や被災文化財の救出や応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災文化財の修理等に係る専門的な助言または人的支援
市町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○予防対策に係る所有者等への必要な措置の勧告 ○予防対策に係る指定等文化財所有者等への補助金交付 ○所有者等の理解と関係機関の協力を得て、文化財情報の収集・記録 ○予防対策の重要性に係る地域住民への意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定等文化財の被害状況の把握と、文化庁・県教育委員会への必要な報告 ○被災文化財の応急措置に係る所有者等への指示・勧告 ○被災文化財に係る法令に基づく届出等の進達 ○被災文化財の一時的な保管場所の提供や確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災文化財の修理・復旧に係る必要な指示または技術的な指導・助言 ○被災した指定等文化財の修理等に係る補助金支出
県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○予防対策に係る所有者等や市町教育委員会への必要な措置の勧告 ○予防対策に係る指定文化財所有者等への補助金交付 ○予防対策の重要性に係る県民への意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○国・県指定等文化財の被害状況の把握と文化庁への必要な報告 ○被災文化財の応急措置に係る所有者等や市町教育委員会への必要な指示・勧告 ○被災文化財に係る法令に基づく届出等の進達 ○被災文化財の一時的な保管場所の提供や確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災文化財の修理・復旧に係る必要な指示または技術的な指導・助言 ○被災した指定文化財の修理等に係る所有者等への補助金支出
文化庁	<ul style="list-style-type: none"> ○予防対策に係る所有者等への必要な指示 ○予防対策に係る所有者等への補助金交付 	<ul style="list-style-type: none"> ○国指定等文化財の被害状況の把握 ○被災文化財の応急措置に係る必要な措置の命令・勧告 	<ul style="list-style-type: none"> ○国指定等被災文化財の修理等に係る必要な指示または技術的な指導・助言 ○国指定等被災文化財の修理等に対する補助金の支出 ○大規模災害時の被災文化財に係る包括的な支援・協力

Ⅱ章 平常時の災害予防対策

第1 所有者等による動産的文化財の予防対策

(1) 風水害への対策

- 万一の場合に備え、あらかじめ文化財を避難させる方法や場所を定めておき、定期的に避難訓練を行う。
- 文化庁編の『文化財(美術工芸品等)の防災に関する手引き』(参考資料1)を参考に必要な予防対策をとる。

(2) 地震・津波災害への対策

- 展示物の転倒、落下による人命への被害が生じないように備える。
- 木製の保存箱に収納して保管する。特に破損しやすい物は、保存箱に緩衝材で包んで収納する。
- 収納場所は、落下による破損を防ぐため、できる限り低い場所にする。また、収納箱周辺に転倒あるいは落下しそうな家具等がないようにするか、転倒・落下防止の対策をとり、収納箱への被害がないようにする。
- やむなく落下被害が起りそうな場所に収納する場合は、飛び出しや落下の防止対策を講じる。
- 収納棚を設置する場合は、奥行きのある木製の棚が望ましい。この場合にも、棚の移動・転倒防止策を講じる。
- 寺院や神社に安置されている仏像・神像等、礼拝の対象で嚴重な保護対策を講じることが困難なものは、支持具を設けるなどの転倒防止策をとる。
- 現在の保管場所は津波被害が想定される場合は、安全な他所への移動を検討する。

(3) 火災・盗難等被害への対策

- 地元の消防局や警察署からの指導・助言を受けながら、地域住民とも連携して、必要な防火・防犯体制をとる。
- 耐火性建造物で保管している場合、建造物本来の機能を発揮させるために、建造物内部及び建造物周辺の定期的な点検、防災機器・設備の管理等を行う。
- 非耐火性建造物(木造の寺社など)で保管している場合、周辺環境・利用者・年中行事など様々な状況に応じた対策を検討する。
- 文化財自体が屋外にある場合は、周辺で火災が生じた場合の対応を検討する。あわせて破損や落書きなどの防犯に関する対応も検討する。
- 博物館等に寄託している場合は、博物館の防災体制を把握しておく。また、定期的に保存状況の確認を行う。
- 火災時に文化財を避難させる方法を決めておく。

- 日頃から防火体制の整備や消防訓練を行い、火災が発生した場合に被害を最小限に留める。
- 文化財周辺での火気の使用は、原則禁止とし、火気使用禁止などの標識を設置する。
- やむなく火気を使用する場合は、常時監視できる体制を整え、文化財や周辺の物品等に燃え移らないよう火気との距離を十分とる。また、使用後は確実に消火する。
- 設置されている機器・設備が常時作動する状態にあるか確認する。
- 必要に応じて防火機器・設備の増設等を検討する。
- 防火機器・設備を新たに設置しようとする場合は、事前に消防局や市町教育委員会からの指導・助言を受ける。なお、防火機器等の例は以下のとおり。
 - ・警報設備…非常ベル、自動式サイレン、火災報知器、自動火災報知器
 - ・予防設備…防火扉など／漏電火災警報器／避雷装置／監視カメラ
 - ・消火設備…消火器／消火栓／放水銃／ドレンチャー／動力消防ポンプ／貯水槽／防火井戸／取水桝等
- 防火知識を習得するために、防火に関する講習会等に積極的に参加する。
- 無人の寺社等で文化財を保管している場合は、地域住民や自治会等の協力を得て防火・防犯体制の整備を検討する。
- 巡回・監視して、防火機器・設備の動作確認、火気を使用している場所の使用及び管理状況などを確認するとともに、放火の原因となるゴミなどの燃えやすい物が文化財及び文化財の収蔵施設の周辺に放置されていないかなども確認する。
- 築年数の古い建造物、古い設備は、各箇所の老朽化などを確認すること。特に電気関係設備は、設備の老朽化による漏電等に注意する。
- 消防局や警察と連携して所有者等による訓練を定期的に行う。
- 万一の災害や火災による被害に備え、文化財の図面・写真、特徴や寸法などの記録を取っておく。

第2 所有者等による不動産的な文化財の予防対策

(1) 風水害への対策

- 石垣のふくらみ等の異変の有無を確認し、異変が有る場合には、必要に応じて立入や近寄りを制限する。積直しなど大規模な改修を行おうとする場合は、市町教育委員会と相談する。
- 文化財周辺の排水施設が適切に排水されているかどうか確認し、排水溝につまり等がある場合は早期に改善する。
- 樹木の倒木や落枝によって文化財の保存に影響が及ぶおそれがある場合は、必要な対策を実施する。
- 建造物の屋根材の破損やずれ等がないか確認し、異常がある場合は必要な対策を

講じる。

(2) 地震・津波災害への対策

- 国・県指定の建造物については、耐震予備診断の結果に基づき、必要に応じて耐震性能の向上を図るための対策を行う。特に国指定の建造物については、国が示す「地震に対する対処方針の作成指針」に基づき、物件ごとの対処方針を作成して耐震補強実施までの暫定的な方策を定める。
- 国登録及び市町指定等の建造物については、耐震対策の基礎となる耐震性能の把握が十分ではないことから、まず、耐震予備診断など耐震診断を行う。
- 建造物は、平常時のメンテナンスが被害減少に直結するので、日常の点検と維持の措置を行う。

(3) 火災・盗難等被害への対策

- 建造物の屋根材料が可燃性の場合、次の対策をとる。
 - ・屋根の火災を警戒するような感知器等を設置し、火災の早期発見に努める。
 - ・風の強い日は、近隣での火気の使用には十分気をつける。
 - ・屋根に火が燃え移った場合、火災の拡大を防ぐために有効な放水銃等の防火設備の設置を検討する。
 - ・近隣で火災が起こった場合は、飛び火による着火を防ぐため、直ちに放水する。
- 構造が木造(可燃材)の場合、次の対策をとる。
 - ・自動火災報知設備を設置し、いざというとき設備が確実に作動するよう定期的に点検するとともに、警報を確実にかつ速やかに伝達できる連絡体制を整える。
 - ・漏電による火災の発生を防止するため、古い電気配線を点検し、設備を改修するとともに、必要に応じて漏電火災警報設備を設置する。
 - ・特に外壁が木造の場合は、類焼や放火にも配慮して、建造物の周囲や縁まわり・床下に燃えやすいものを置かないようにする。
 - ・放火の危険性の高い縁まわりや床下には、可能な限り自動火災報知設備を設置する。
 - ・消火器又は簡易消火用具(以下「消火器具」という。)を設置する。いざというときに使えるように、異常の有無を点検しておく。
- 日頃の訓練等を通じて、消火器又は消火器具の正しい使い方を理解しておく。また、設置する場所は、誰もが見つけやすい所とし、湿気が多い所や日の当たる所を避け、転倒しないようにしておく。
- 出火した場合に確実に消火できるよう、消火栓設備を備える。
- 屋外又は屋内消火栓設備を整備し、被害拡大防止に備える。
- 消火器又は消火器具を利用して初期消火に努める。
- 初期消火に効果的な一人で操作可能な消火栓設備を極力備える。

- 大規模な木造建造物の場合は、消防隊が到着するまでの消火活動に使えるように、屋外又は屋内消火栓設備を整備し、被害拡大防止にも努める。
- 消防車両の停止位置から敷地までの間について、障害物の有無を確認しておく。もし障害物が置かれている場合は、その所有者等の理解を図り、消火活動等の障害にならないように移動してもらう。
- 隣接家屋が近くにある場合は、延焼を防ぐための効果的な、防火壁の設置や火除地の設定について検討する。
- 不特定の人や多数の人が利用する場合は、実際の利用者の属性や人数に応じた避難計画を策定しておく。
- 火気を使用する部屋では、誤作動が起きないように定温式の自動火災報知設備を設置する(自動火災報知設備の電源を切ることがないようにする)。
- 所有者等が不在、あるいは少人数である場合は、次の対策をとること。
 - ・管理の実態を見直し、空白となる時間等を明らかにして、その間は防犯・防火設備等で補完するなどして対策を強化する。
 - ・火災時の初動体制をとることが困難な場合は、設備等の自動化を検討する。
 - ・自動火災報知設備は、警備会社や消防局などへも通報できるタイプの設置を検討する。
 - ・監視カメラの設置を検討する。
 - ・災害発生時に直近にいる人々を中心とした初動体制をとるように、防災対策を検討しておく。特に火災時には、地域住民の共助体制のなかで活用できるような屋外消火栓設備の導入を検討する。
- 万一の災害や火災による被害に備え、文化財の図面・写真、特徴や寸法などの記録を取っておく。

第3 施設管理者による文化財保管施設の予防対策

- 災害時における利用者の安全確保の方策・職員の役割分担・業務の中止・開館時間の短縮・情報連絡体制など、防災体制に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。
- 防災訓練等を毎年、定期的に行う。
- 計画的に耐震診断を行い、耐震性能に応じて必要な補強等を行う。
- 施設整備に際しては、十分な耐震性を確保し、不燃化・堅牢化を促進する。
- 電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井・庇等の2次部材についても災害時における被害を最小限にとどめるため、定期的に安全点検を行い、危険箇所・補修箇所等の補強・補修をする。
- 迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう、必要な消防・避難及び救助に関する施設・設備等を整備する。その際、誘導灯、誘導標識等の避難設備の整備に留意する。

- 展示ケース等のガラス・照明機器・収蔵棚・形状等が不安定な作品等の展示方法など安全管理の徹底を図る。
- 化学薬品その他の危険物は、関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生の場合においても安全を確保できるよう適切な災害予防措置をとる。

第4 県・市町教育委員会による予防対策

- 県・市町教育委員会は、個々の文化財に応じた適正かつ効果的な災害予防対策について、所有者等に対し必要な指導・助言を行う。
- 県文化財保護指導員は、国・県指定等の保護管理や文化財保護思想の普及を図るため、定期的に指定等文化財を巡視し、所有者等に対し必要な指導・助言を行う。
- 県・市町教育委員会は、災害等による文化財への被害を防ぐためには、防災意識の向上を図ることが重要であることから、日頃から所有者等や県民に対して、文化財の防災について普及啓発を図る。
- 市町教育委員会は、1月26日の「文化財防火デー」にあわせて消火訓練を実施する。
- 県・市町教育委員会は、災害時に文化財やその保管施設の迅速かつ的確な保護のために、次の情報を整備し、その共有を図る。
 - ・災害等発生時の連絡先
 - ・国が指定等している文化財
 - ・県が指定等している文化財
 - ・市町が指定等している文化財
 - ・指定等されていない文化財
 - ・県が所有する文化財等の保管施設
 - ・市町が所有する文化財等の保管施設
 - ・県・市町以外が所有する文化財等の保管施設
 - ・災害時の応急活動に使用できる資機材
- 特に指定等されていない文化財情報の収集・記録については、動産的な文化財は愛媛資料ネットと、また、建造物などの不動産的な文化財は愛媛県建築士会などと連携・協力しながら情報を整備する。
- 県・市町教育委員会は、災害時の応急対策に必要な資機材を備蓄する。

Ⅲ章 災害発生時の応急対策

第1 風水害時

(1) 所有者等による対策

- テレビ・ラジオ等からの情報を含め、広範な情報の把握に努める。
- 利用者等を安全な場所に誘導する。
- 被災者がある場合は、応急手当や消防局への通報等その救助を優先する。
- 文化財に被害もしくは被害の恐れがある場合は、市町教育委員会へ連絡する。
- 浸水が予想されるときは、必要に応じ土のうや止水板を設置する。水漏れによる漏電にも注意する。
- 不動産的な文化財(建造物や史跡・名勝など)に損壊が生じた場合は、被害の拡大を防止するため、支持材による補強等の応急対策に努めるとともに、必要に応じて立ち入りを制限する。
- 動産的な文化財(美術工芸品や有形の民俗文化財など)は、早めに安全な場所に移動させておく。浸水時は、自身の安全を確保したうえで、優先度の高い資料から安全な場所に移動させる。
- 落雷等により文化財またはその保管施設や展示施設から出火している場合は、火災の項目に準じた対応をとる。
- 安全が確認された後、自身の安全を確保したうえで、建物内の漏電やガス漏れの点検を行い、点検結果により建物内の電気やガスの供給を停止する。
- 利用者等の安全確保及び応急措置を講じた後、自身の安全を確保したうえで、被害状況の把握を行う。
- 被害箇所の写真を撮影するなど、可能な限りの確かつ詳細な記録を作成する。動産的な文化財(美術工芸品や有形の民俗文化財など)で点数の多いものは、落ち着いた段階で全点の存在を確認することとし、全体をまとめて保全し、失われることがないように努める。
- 不動産的な文化財(建造物や史跡・名勝など)の損壊箇所はブルーシートで覆うなどの保全措置を講じる。破損・焼損した部材についても散逸しないよう保全措置を講じる。
- 動産的な文化財(美術工芸品や有形の民俗文化財など)の盗難等の恐れがある場合は、施錠可能な安全な場所へ移動させる。
- 水損等による被災文化財の応急対策にあたっては、県・市町教育委員会や専門家からなる関係団体に協力を求める。

(2) 県・市町教育委員会による対策

- 災害対策本部をはじめ、テレビ・ラジオ等からの情報を含め、広範な情報の把握に努

める。

- 市町教育委員会は、所有者等から被害等の報告があった場合は、被害状況に応じて職員を参集させ、安全が確認されれば職員を現地に派遣するなどして被害情報の把握に努めるとともに、国・県指定等の文化財が被害に遭った場合は、県教育委員会へ速やかに報告し必要な指示を受ける。

なお、報告にあたっては、可能な限り、被害場所(箇所)、被害内容(斜面崩落、欠損、土砂流入、水没等)、規模(幅、延長等)等の具体的な情報を盛り込むとともに、図面や画像等も活用して、被害状況の情報共有に努める。

ただし、発生直後で詳細が判明していないが、被害規模やその他状況等により報告が必要と判断した場合は、詳細判明まで待たずに、まずは第一報を行った後、順次追加報告により、内容の精度を高めていく。

- 市町教育委員会単独で被害状況の把握が困難な場合、県教育委員会は、市町教育委員会からの要請を受けた場合は、被害状況に応じて職員を参集させ、必要に応じて職員及び県文化財保護指導員の派遣や、県内市町教育委員会及び関係機関に対して人的支援の調整等を行う。

- 県教育委員会は、国指定等の文化財が被害に遭った場合は、文化庁へ速やかに報告し必要な指示を受ける。

- 県・市町教育委員会は、被災文化財の一時的な保管場所の提供又は確保に努める。

(3) 関係機関による対策

- 関係機関は、被災文化財の応急対策について、所有者等の理解と県・市町教育委員会の協力を得て、専門性を生かして積極的に支援する。

第2 地震・津波災害時

(1) 所有者等による対策

- テレビ・ラジオ等からの情報を含め、広範な情報を把握する。
- 利用者等を安全な場所に誘導する。
- 津波被害が想定されている地域は、身の安全を第一に考える。
- 被災者がある場合は、応急手当や消防局への通報等その救助を優先する。
- 文化財に被害もしくは被害の恐れがある場合は、市町教育委員会へ連絡する。
- 文化財またはその保管施設・展示施設から出火している場合は、火災の項目に準じた対応をとる。
- 不動産的な文化財(建造物や史跡・名勝など)に損壊が生じた場合は、被害の拡大を防止するため、支持材による補強等の応急対策に努めるとともに、必要に応じて立ち入りを制限する。
- 動産的な文化財(美術工芸品や有形の民俗文化財など)は、安全な場所へ避難させる。

- 文化財の保管施設・展示施設には、安全が確認されるまで立ち入らない。
- 安全が確認された後、自身の安全を確保したうえで、建物内の漏電やガス漏れの点検を行い、点検結果により建物内の電気やガスの供給を停止する。
- 利用者等の安全確保及び応急措置を講じた後、自身の安全を確保したうえで、被害状況の把握を行う。
- 被害箇所の写真を撮影するなど、可能な限りの確かつ詳細な記録を作成する。動産的な文化財(美術工芸品や有形の民俗文化財など)で点数の多いものは、落ち着いた段階で全点の存在を確認することとし、全体をまとめて保全し、失われることがないように努める。
- 不動産的な文化財(建造物や史跡・名勝など)の損壊箇所はブルーシートで覆うなどの保全措置を講じる。破損した部材についても散逸しないよう保全措置を講じる。
- 盗難の恐れが生じた文化財については、施錠可能な安全な場所へ移動させる。

(2) 県・市町教育委員会による対策

- 災害対策本部をはじめ、テレビ・ラジオ等からの情報を含め、広範な情報の把握に努める。
- 市町教育委員会は、所有者等から被害等の報告があった場合は、被害状況に応じて職員を参集させ、安全が確認されれば職員を現地に派遣するなどして被害情報の把握に努めるとともに、国及び県指定等の文化財が被害に遭った場合は、県教育委員会へ速やかに報告し必要な指示を受ける。
- 市町教育委員会単独で被害状況の把握が困難な場合、県教育委員会は、市町教育委員会からの要請を受けた場合は、被害状況に応じて職員を参集させ、必要に応じて職員及び県文化財保護指導員の派遣や、県内市町教育委員会及び関係機関に対して人的支援の調整等を行う。
- 県教育委員会は、国指定等の文化財が被害に遭った場合は、文化庁へ速やかに報告し必要な指示を受ける。
- 県・市町教育委員会は、被災文化財の一時的な保管場所の提供又は確保に努める。

(3) 関係機関による対策

- 関係機関は、被災文化財の応急対策について、所有者等の理解と県・市町教育委員会の協力を得て、専門性を生かして積極的に支援する。

第3 火災・盗難等被害時

(1) 所有者等による対策

ア 火災時

- 直ちに消防署へ通報するとともに、市町教育委員会へも連絡する。
- 利用者等を安全な場所に誘導し安全を図る。
- 被災者がある場合は、応急手当や消防局への通報等その救助を優先して行う。

- 自身の安全を確保したうえで初期消火活動・延焼防止に努める。
- 必要に応じ、美術工芸品等は安全な場所へ移動する。
- 安全が確認された後、自身の安全を確保したうえで、建物内の漏電やガス漏れの点検を行い、建物内の電気やガスの供給を停止する。
- 利用者等の安全確保及び応急措置を講じた後、自身の安全を確保したうえで、被害状況の把握を行う。
 - ・ 台帳等をもとに、被害状況を確認する。
 - ・ 毀損があった場合は、毀損箇所の写真を撮影するなど、可能な限りの確かつ詳細な記録を撮影する。
- 不動産的な文化財(建造物や史跡・名勝など)の損壊箇所はブルーシートで覆うなどの保全措置を講じる。焼損した部材についても散逸しないよう保全措置を講じる。
- 動産的な文化財(美術工芸品や有形の民俗文化財など)で点数の多いものは、全体をまとめて保全し、失われることがないように努める。

イ 盗難等被害時

- 動産的な文化財(美術工芸品や有形の民俗文化財など)が盗難に遭った場合、直ちに警察に通報するとともに、市町教育委員会へも連絡する。
- 出入口や窓等の損壊、錠の破壊等により、さらに盗難の恐れが生じているときは、施設等への立ち入りを制限するとともに、監視を強化する。
- 被害に遭わなかった文化財の保全にあたっては、捜査に当たる警察の指示を受ける。
- 台帳等をもとに、被害状況の把握を行う。
- 毀損があった場合は、毀損箇所の写真を撮影するなど、可能な限りの確かつ詳細な記録を撮影する。
- 動産的な文化財(美術工芸品や有形の民俗文化財など)で盗難の恐れがある場合は、施錠可能な安全な場所へ移動する。

(2) 県・市町教育委員会による対策

ア 火災時

- 市町教育委員会は、所有者等から発災の通報を受けた場合は、災害状況等に応じて職員を参集させる。また、必要に応じて職員を現地に派遣し災害情報の把握に努め、県教育委員会へ速やかに報告する。
- 市町教育委員会は、把握した災害情報により、国及び県指定等の文化財が被災もしくは被災の恐れがある場合は、県教育委員会に報告し必要な指示を受ける。
- 県教育委員会は、市町教育委員会からの第一報を受けた場合は、災害規模に応じて職員を参集させる。また、必要に応じて職員を現地に派遣し被害状況の把握に努める。
- 県教育委員会は、把握した災害情報により、国指定等の文化財が被災もしくは被災の

恐れがある場合は、文化庁へ速やかに報告し必要な指示を受けるとともに、係官の派遣等必要な措置を求める。

イ 盗難等被害時

○市町教育委員会は、所有者等から盗難被害の通報を受けた場合は、被害状況に応じて職員を参集させる。また、必要に応じて職員を現地に派遣し被害情報の把握に努めるとともに、国及び県指定等の文化財が盗難に遭った場合は、県教育委員会へ速やかに報告し必要な指示を受ける。

○県教育委員会は、市町教育委員会からの報告を受けた場合は、被害規模に応じて職員を参集させる。また、必要に応じて職員を現地に派遣し被害状況の把握に努める。

○県教育委員会は、国指定等の文化財が盗難に遭った場合は、文化庁へ速やかに報告し必要な指示を受けるとともに、係官の派遣等必要な措置を求める。

IV章 被災後の復旧対策

第1 所有者等による対策

(1) 被災等した文化財の届出等

所有者等は、所有する指定等の文化財が、災害等によってその全部または一部が滅失し、もしくは毀損し、またはこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、文化財関係法令上の必要な手続きをとる。

○国指定等の文化財は、書面にて10日以内に市町・県教育委員会を経て文化庁長官へ届け出る(文化財保護法第33・61・80・90の3・118・120・133条・136条・172の5)。

…国様式

○県指定等の文化財は、書面にて速やかに市町教育委員会を経て県教育委員会へ届け出る(愛媛県文化財保護条例第14・35・43条)。…県様式第6号(第8条関係)

○市町指定等の文化財は、書面にて速やかに市町教育委員会へ届け出る。

…市町様式

○ただし、指定等の文化財が盗み取られたときは、文化財関係法令とは別に、直ちに警察にその旨を届け出る。

(2) 被災文化財の修理等事業計画とその実施

災害発生時の応急措置を終えた被災文化財について、所有者等が、動産的な文化財の修理や不動産的な文化財の復旧(以下、「修理等」と言う。)を行おうとするときは、事前に県・市町教育委員会や必要ある場合は文化庁から、技術的な指導・助言を受けながら具体的な修理等を事業として計画・実施するものとする。

このとき、当該事業の経費の一部について補助金の活用についても併せて協議する。

(3) 修理等事業に伴う法令上の手続き

所有者等が、被災等した文化財の修理等のために現状を変更しようとするとき、文化財関係法令上の必要な届け出または許可手続きをとる。

- 国指定等の被災文化財の修理等は、書面にて着手の30日前までに市町・県教育委員会を経て文化庁長官へ届け出る(文化財保護法第43の2・127条)。
- 県指定等の被災文化財の修理は、書面にてあらかじめ市町教育委員会を経て県教育委員会へ届け出る(愛媛県文化財保護条例第21・35・43条)。
- 市町指定等の被災文化財の修理は、書面にてあらかじめ市町教育委員会へ届け出る。
- 国指定等の被災文化財の現状変更等は、書面にて市町・県教育委員会を経て文化庁長官へ許可申請(文化財保護法第43・64・81・90の3・125・133・139条)し、その許可処分に従う。
- 県指定等の被災文化財の現状変更等は、書面にてあらかじめ市町教育委員会を経て県教育委員会へ許可申請(愛媛県文化財保護条例第20・34・42条)し、その許可処分に従う。
- 市町指定等の被災文化財の現状変更等は、書面にてあらかじめ市町教育委員会へ許可申請し、その許可処分に従う。

第2 県・市町教育委員会による対策

被災文化財の取扱いは、その多くが所有者等の責務とされているところであるが、実際には所有者等自身も被災者となっており、所有する文化財にまで十分気配りできないものと思われることから、県・市町教育委員会は、所有者等がとるべき対応について、次の支援等をとる。

- 被災文化財に応じた修理等の方法について、技術的な指導・助言を行うほか、必要ある場合には、専門家を紹介する。
- 所有者等に不慣れな法令上の事務手続きを支援する。
- 必要に応じて被災した指定文化財の修理等事業に要する経費の一部の補助を検討する。

参考資料 1

**文化財(美術工芸品等)の
防災に関する手引(抄)**

〈平成 9 年 6 月 文化庁文化財保護部発行〉

第1章 文化財を災害から守る基本的な考え方

阪神・淡路大震災が文化財に及ぼした被害は、周知のように予想をはるかに越えるものであった。しかし同時に、この震災の経験を通して、文化財を災害からいかにして守るべきか、どのようにすれば被害を最小限に留められるのか、など貴重な情報を得るとともに、今後必要な対策について被災地の関係者と共に学んだ。

震災後に実施した被災地の調査、被災した博物館施設による諸報告、及び過去の災害に関する研究等を総括的に検討すると、文化財の被害の要因は概ね以下のとおりに分類することができる。

- (1) 移動・転倒・落下等による被害
- (2) 火による被害
- (3) 水による被害

このような被害には、収蔵設備や展示設備の不備等に起因する被害を含んでいることも念頭に置いた上で、文化財の構造や材質等に応じた具体的な改善策を確立することが必要である。なお、博物館施設や設備に関しては前記の施設指針を参照されたい。

地震等の災害から文化財を守るためには、日常的に所有者あるいは博物館施設がそれぞれの立場において、防災に対する十分な認識を確立することが肝要であり、より現実的かつ具体的な対策を講じることが求められる。その際には、関係の専門家等の協力と支援とが不可欠であることは言うまでもない。

文化財の防災に関しては、次に掲げる3つの視点からの対策を確立することが急務である。

-
1. 収蔵・保管に当たっての災害対策の確立
 2. 公開・展示に当たっての災害対策の確立
 3. 災害発生時における緊急保存措置等に関する対策の確立
-

個人所有者、社寺、博物館施設等にあつては、後掲の第2、3、4章に示されている対策を基本として、それぞれの実状に即して具体的な対策を講じることが必要である。

第2章 収蔵・保管に当たっての災害対策

文化財の収蔵・保管のあり方は、所有者・施設等によってそれぞれの方法は必ずしも一律ではなく、文化財の材質や形状等によっても異なる。

従って、安全策を確保するには、収蔵・保管の形態や個々の文化財の材質や形状等を考慮して具体的な対策を検討するとともに、関係分野の専門家と協議して適切な対応を行う必要がある。

また文化財の保存環境や防火・防犯等の状況を考慮すると、その収蔵・保管の様態は概ね次のように分類される。

- (1) 収蔵庫等の施設で収蔵・保管する場合
 - ア 寺院、神社等の収蔵庫等での収蔵・保管
 - イ 博物館施設の収蔵庫での収蔵・保管
- (2) 寺院、神社等の堂塔や社殿などに仏像・神像等を安置している場合
- (3) 屋外で梵鐘、燈籠等を管理する場合
- (4) 個人所有者の自宅等で保管する場合

これらの場合の収蔵・保管上の保留事項は、それぞれ以下の通りである。

(1) 収蔵庫等の施設で収蔵・保管する場合

- ① 収蔵・保管施設は、建設地及び周辺環境等を考慮し、防火・防犯設備はもとより耐震・免震性等を確保した構造であるものが望ましい。
- ② これらの施設は、収蔵する文化財を適正に保管できる床面積を確保することが望ましい。
- ③ 出入口の扉の周辺には、転倒するおそれのある文化財や器物等を置くことは避ける必要がある。
- ④ 停電した場合には、点検や復旧作業が極めて困難となるので、収蔵庫の前室や庫内に懐中電灯等の非常用照明器具を常備しておくことが必要である。
- ⑤ 丈の高い仏像や比較的大きな光背、あるいは近代彫刻等には、可能な限り養生を施して横たえる、支持具を設けるなどの対策が有効である。
- ⑥ 仏像の台座は、心棒が上下に貫通した本格的な蓮華座の免震性が高いことを参考にし、安全性の高い構造にすることが望ましい。また、台座各段が小さなダボでつながったものは、はずれやすく、像が転倒したり、飛び出したりすることが多いので、これを防ぐ処置が必要である。
- ⑦ 収納棚を設置する場合は、奥行きのある木製の棚が望ましい。また、棚の移動・転倒防止策を講じる必要がある。
- ⑧ 棚からの落下を防止するため、安全性・使い易さ等を考慮したストッパー等を設ける必要がある。
- ⑨ 木製の保存箱に文化財を収納して保管することは有効である。特に陶磁器・ガラス製品等の破損しやすいものは、保存箱に緩衝材で包んで収納するとともに、収納棚の低層部で保管するなどの配慮が必要である。
- ⑩ 保存箱を積み重ねることは避ける必要がある。また、考古資料を収納する整理箱を積み重ねる場合には、重心を低く保つ必要がある。
- ⑪ タンスやマップケースは、移動・転倒のないよう配慮するとともに、引出しが飛び出さないように常に施錠しておく必要がある。
- ⑫ 近代絵画等の額装品を収蔵・保管する場合には、移動ラック、ワイヤーの繋ぎ部分等の安全性を十分に確保する必要がある。Sカンを使用する場合には、形状・強度・取扱い上

の安全性を十分に検討して選定する必要がある。

- ⑬ 民俗文化財等を収蔵パネル等に懸けたり，吊るして収蔵・保管する場合は，収蔵パネルが転倒しないように固定するとともに，資料の落下防止のため固く縛りつけるなどの対応が必要である。
- ⑭ 大型の民俗文化財や厨子等を梱包せずに保管する場合には，移動・転倒防止策として支持具等で固定することが有効である。

(2) 寺院，神社等の堂塔や社殿などに仏像・神像等を安置している場合

堂塔・社殿に安置されている仏像・神像等，礼拝の対象で嚴重な保護対策を請じることが困難なものについては，専門家と協議して支持具を設けることや立像の足柄等を検討し，転倒防止の対策を講じることが望ましい。

なお，建物内では燈明や線香などの火気を使用することが多いので，不燃材を敷くなどの防火対策が必要である。また，夜間無人となることもあるので，日常的な防犯体制を確保しておく必要がある。

(3) 屋外で梵鐘，燈籠等を管理する場合

- ① 梵鐘は，鐘楼自体の構造的強度を確保するとともに，落下防止のため鐘を吊り下げる金具の安全確保と強化を図ることが望ましい。
- ② 燈籠や石乳 あるいはパブリック・アート等の，屋外に設置された文化財は，転倒による損傷を防止するため，周辺に空間を設けるなどの整備措置を講じることが望ましい。

(4) 個人所有者の自宅等で保管する場合

所有者の居宅等で収蔵・保管するに際しての災害対策は，博物館施設・社寺の場合と同様であるが，特に保存箱に収納し，災害発生時に備えて，文化財の名称を明記しておく必要がある。

なお，所有者の意向に基づき，最寄りの博物館施設に寄託して保管することも望ましい方法である。

第3章 公開・展示に当たっての災害対策

近年、国民の文化財に対する関心の高まりもあって、博物館施設で文化財の公開活用が促進されている。このような施設においては、公開・展示される文化財を震災等から守るとともに、開館中の災害発生による人的被害を防ぐために、日頃からその対応について検討を進め、適切な措置を講じておく必要がある。

公開・展示は、文化財の置かれた状況や、その材質、構造等に応じて、展示ケースでの展示と、ケースを用いない、いわゆる「露出展示」が行われている。阪神・淡路大震災においても展示中の被害が多く、展示に当たっての具体的な対策とともに、ケースを含めた総合的な防災対策が必要であり、例えば、免震装置の導入等を検討する必要がある。

公開・展示に適したケースの選定、ガラスに関する対策、ケースの構造的な問題等の基本的事項については施設指針で言及したが、ここでは被災地の博物館施設の学芸員等あるいは保存科学の専門家等からの報告内容等を分析した結果を踏まえ、その基本的な対策について言及する。

1 展示ケースの構造に関する留意事項

展示ケースには、固定ケースと可動ケースの二種があり、展示品の形状・構造等を考慮して適切なケースを用いる必要がある。

展示ケースの災害対策については、以下の基本的な事項について留意する必要がある。

- ① ケースのガラスは、展示品と観覧者の双方に対する安全性が求められることから、張り合わせガラスの使用、飛散防止フィルムの使用などが有効である。それぞれに経費、機能等の課題があるが、各館の管理・運営の状況等を踏まえて適切に対応することが望まれる。

なお、耐震性や衝撃に対する安全性等を考慮するならば、ガラスの厚さは10ミリ程度を確保することが望ましい。

- ② ケース内天井にルーバーを設置する場合は、留金具を取り付けるなど、震動による落下防止対策を講じる必要がある。
- ③ 可動ケースの場合、地震発生時に床面を移動したために、結果として転倒を免れた事例もあるが、原則としては構造的に重心を低く保って、移動・転倒等に対する安全性を確保することが望ましい。

また、ケースの配置に当たっては、観覧者の安全に十分な配慮をする必要がある。

- ④ 特に奥行きが浅い可動ケースについては、ケース自体のバランスを含めた総合的な転倒防止策を講じるとともに、配置場所についても十分配慮する必要がある。

2 公開・展示に際しての留意事項

博物館施設で公開・展示される文化財は、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料、民俗文化財、近代の科学技術に関する機械類など幅広く、多種多様であり、その材質・形状なども様々ではない。展示に際しては、必要に応じて、展示台や支持具などを用いるなど、それぞれの展示品に即した適切な展示が求められることは言うまでもない。例えば、額装の近代絵画や彫刻作品等、大型の民俗文化財あるいは機械類等の場合は露出展示されることが多いが、これらはケース内展示とは対応の仕方も自ずから異なってくる。

また、最近、文化財をケース内の床や展示台に固定するワックス等の固着剤の使用が見られるが、例えば、陶磁器、土器等に使用すると、底面に付着して除去できなくなったり、表面を剥離させる危険もある。従って、その使用に際しては、展示品の材質等を念頭に置いた対応が必要である。

さらに、展示室の天井や壁などに取り付けられた照明機器等や空調設備等を点検し、脱落等のないよう安全策を講じる必要がある。

(1) ケース内展示の場合

- ① 転倒によって他の展示品に損傷を与えないため、展示空間を考慮し、個々の展示品との間隔を十分に確保する必要がある。
- ② 展示台を使用して展示を行う場合は、展示台自体の移動を防止するとともに、展示品の材質・形状等を考慮して対応する必要がある。特にガラス板やプラスチック板は、展示品の材質によっては滑ることが多いので、台の床面は摩擦力の大きい素材とすることが望ましい。
なお、上下に展示棚を設置したり、ひな壇式にするなどの展示は、上段の展示品の落下により下段の展示品をも損傷させる危険性が高いので好ましくない。
- ③ 卷子等（絵巻、文書、地図等）を傾斜台に展示する必要がある場合は、台の移動の防止策をとるとともに、傾斜角度を水平角 30 度以下に抑えるなどの配慮が望まれる。
- ④ 屏風の展示は、ケース内の壁に平らに立てて展示する方法と、屈曲したまま立てて展示する方法の二通りがとられているが、それぞれの場合に応じた屏風留めで固定する必要がある。
- ⑤ 彫刻の立像を展示する場合は、展示空間を確保するとともに、像の足柄等の安全性に留意する必要がある（前掲第 2 章（1）⑥を参照）。
- ⑥ 工芸品等の支持のためテグスを使用する場合は文化財を傷めないよう、また、テグスの切断の防止を考慮し、その懸け方と結び方を工夫するとともに、テグスを張る方向に対して鋭角に釘を打って固定する必要がある。
また、テグスを有効に使用するためには、展示品の重量を勘案してテグスの太さを選び、展示が長時間に及ぶ場合には定期的に交換する必要がある。
- ⑦ 陶磁器類の壺等の展示に際しては、テグスで固定するだけでなく、鉛玉や砂を入れた袋を内底部に置き、重心を下げるのが有効である。
- ⑧ 土器等の立体物の展示に際しては、安全性を確保した支持具の使用が有効である。

(2) 露出展示の場合

- ① 適切な展示場所を選定するとともに、特に重量物については周辺の空間を十分に取り、移動や転倒によって観覧者に危険が及ばないようにすることが必要である。
- ② 額装の絵画等を展示するに際しては、次の点に留意する必要がある。
ア ピクチャーレールに使用するフックは、落下防止のために固定可能なものを使用する必要がある。
イ ワイヤーについては、展示物の重量・形態を十分考慮して、太さや本数を決める必要がある。
ウ フックの落下防止対策としては、受けの深いフックを用い、文化財の直上のワイヤーを壁に固定することが有効である。
- ③ 構造・形状等が多種多様な近・現代の立体作品の展示は、観覧者の安全確保と転倒・落下防止の対策を、展示場所や展示台を含めて総合的に検討する必要がある。
- ④ 大型の漁船や民俗文化財及び近代の機械類等の展示に際しては、移動を防止するため支持具等で固定するなどの配慮が必要である。
- ⑤ 民俗文化財等を展示パネルに懸けて展示する場合は、パネルが転倒しないように配慮するとともに、脱落しないよう緊結する必要がある。なお、ケース内に展示する際も同様である。

第4章 災害発生時における緊急の保存措置等に関する対策

災害による文化財の被害は、災害の種類により、また文化財の材質・形状等によって異なり、緊急的な保存措置等についても、将来の本格的な保存修理の方針や今後予測される新たな災害への対策等をも視野に入れた柔軟な対応が求められる。

特に各自治体や博物館施設では、文化財が各地域の歴史や文化を物語る貴重な遺産であるという認識のもとに、日頃から所在台帳や写真等を整備するなど、保存の現状を把握しておくことも必要である。

災害発生時には、まず文化財の所在場所や被災の実態を写真・ビデオ・図示等での確かつ詳細に記録するとともに、その保全に関しては、取扱いや保存の知識のある学芸員等が中心となり、関係団体を含めた幅広い協力によって対応することが望まれる。その際、倒壊したり倒壊の危険性のある建物から、文化財の安全性が確保された他の施設等に一時的に避難して保管することも対応策の一つである。

災害による文化財の被害の中でも、とりわけ火や水による損傷は早急かつ適切に対応しなければならず、専門家と十分に協議して対応策を決定する必要がある。

なお、火・水等による損傷が生じた場合の緊急の対応については、東京文化財研究所又は奈良文化財研究所に連絡し、助言を求めることが望ましい。

① 転倒、落下等によって損傷した場合

損傷の状況を写真等で記録した上、破片等を慎重にもれなく集めて袋や箱などの容器に個別別に収納して保管するとともに、容器には破損した文化財の一部であることを明記しておく必要がある。

② 火によって損傷した場合

素材が非常に脆くなっている場合が多いので、原則として手を触れることなく、その取扱いについて早急に専門家の助言を求める必要がある。煤、汚れなどを清掃することは避けるべきである。

③ 水によって損傷した場合

水を含んで重量が増加し構造的に弱くなっているため、注意しながら取り扱いに便利な場所へ移動する。その後はカビの発生に注意しながら、低温の環境を保つ必要がある。

その際、並行して汚れや泥を落とし、水分を除去する必要のある文化財もあるが、材質によってその扱いは一棟ではないため、専門家に相談するなどの対応が必要である。

④ 損壊した建物等から文化財を搬出し、他の施設に移動して保管する場合

ア 搬出作業を円滑に行うために、日頃から次のような点について留意する必要がある。

a 必要な備品・資材を十分に準備する。特に梱包資材のように大量に必要とするものについては、地方公共団体や博物館施設に常備しておき、災害発生時には被災地周辺から集中的に投入できるような体制を作っておくことが望ましい。

b 搬出後に適当な一時保管場所を確保する。

イ 搬出作業の実施に当たっては、あらかじめ現場の下見を行う必要がある。その際、作業者の安全と、搬出の必要がある文化財の現状及び搬出の経路を確認し、効率的に作業が行えるように交通輸送手段、建物への進入手段、搬出した文化財や資材等の置き場などを確保する。

ウ 撤出時には、被災した文化財の取扱いに慎重を期しながら、その員数を確認し、写真等でその現状を記録する。

エ 搬出や一時保管に当たっては、所有者の同意を得るとともに、財産権やプライバシーを損なうことのないよう留意し、当該の地方公共団体等の職員が立ち会って、預り証等を渡す必要がある。

えひめ文化財防災マニュアル 2018

発行日 平成 31 年 2 月 28 日

編 集 愛媛県教育委員会事務局管理部 文化財保護課

発 行 愛媛県教育委員会・松山市教育委員会・今治市教育委員会
宇和島市教育委員会・八幡浜市教育委員会・新居浜市教育委員会
西条市教育委員会・大洲市教育委員会・伊予市教育委員会
四国中央市教育委員会・西予市教育委員会・東温市教育委員会
上島町教育委員会・久万高原町教育委員会・松前町教育委員会
砥部町教育委員会・内子町教育委員会・伊方町教育委員会
松野町教育委員会・ 鬼北町教育委員会・愛南町教育委員会